

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

規則
 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則(一七・水産漁港課)
 砂防法施行条例施行規則(一八・砂防課)
 建築基準法施行細則の一部を改正する規則(一九・建築住宅課)
 訓令
 秋田県砂防管理員規程の一部を改正する訓令(四・砂防課)

規 則

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十七号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則(平成八年秋田県規則第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「法」を削り、「平成八年政令第二百十三号」の下に「。以下「令」といつ。」を加え、「。以下「施行規則」といつ。」を削る。

第二条中「よらなければ」を「より行わなければ」に改める。

第三条中「施行規則第六条第一項」を「令第五条第一項」に、「よらなければ」を「より行わなければ」に改める。

第四条中「施行規則第六条第四項」を「令第五条第四項」に、「よらなければ」を

「より行わなければ」に改める。
 第五条を削る。

第六条中「様式第五号」によらなければ」を「様式第四号」により行わなければ」に改め、同条を第五条とする。

第七条中「様式第六号」によらなければ」を「様式第五号」により行わなければ」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「施行規則」を「令」に改め、同条を第七条とする。

第九条中「第十七条第二項」を「第十七条第三項」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「第十七条第二項」を「第十七条第三項」に、「様式第七号」によらなければ」を「様式第六号」により行わなければ」に改め、同条を第九条とする。

第十一条中「第十七条第二項」を「第十七条第三項」に、「しなれば」を「行わなければ」に改め、同条第二号中「第十三条」を「第十六条」に改め、同条第三号中

「特定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に改め、同条を第十条とする。

第十二条中「第十七条第二項」を「第十七条第三項」に、「特定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に、「しなれば」を「行わなければ」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条第一項中「第十七条第二項」を「第十七条第三項」に、「第十条」を「第九条」に改め、同条を第十二条とする。

様式第一号に注として次のように加える。

(注) 氏改を田書した場合は、押印を省略することができます。

様式第二号中「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則第6条第1項」を「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令第5条第1項」に改め、同様式に注として次のように加える。

(注) 氏改を田書した場合は、押印を省略することができます。

様式第三号中「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則第6条第4項」を「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令第5条第4項」に改め、同様式に注として次のように加える。

(注) 氏改を田書した場合は、押印を省略することができます。

様式第四号を削る。

様式第五号中「第6条関係」を「第5条関係」に改め、同様式に注として次のように加える。

(注) 氏改を田書した場合は、押印を省略することができます。

様式第五号を様式第四号とする。

様式第六号中「第7条関係」を「第6条関係」に改め、同様式に注として次のように加える。

(注) 氏名を印した場合は、押印を添付することができません。
 様式第六号を様式第五号とする。
 様式第七号中「第10条関係」を「第9条関係」に、「第17条第2項」を「第17条第3項」に、「特定海洋生物資源」を「第一種特定海洋生物資源」に改め、同様式に注として次のように加える。
 (并) 氏名を印した場合は、押印を添付することができません。
 様式第七号を様式第六号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

砂防法施行条例施行規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第十八号

砂防法施行条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、砂防法施行条例(平成十五年秋田県条例第三十二号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条 次の表の上欄に掲げる条例の規定に基づく同表の中欄に掲げる知事に提出する申請書及び届出書は、それぞれ同表の下欄に掲げる様式によるものとする。

条例第五条	砂防指定地内制限行為許可申請書	様式第一号
	砂防設備占用等許可申請書	様式第二号
条例第六条第一項	許可事項変更許可申請書	様式第三号
条例第七条	許可期間更新許可申請書	様式第四号
条例第九条第二項	地位承継届出書	様式第五号
条例第十条第一項	権利義務譲渡許可申請書	様式第六号

条例第十一条第一項	制限行為(占用等)着手等届出書	様式第七号
条例第十一条第二項	住所(氏名)等変更届出書	様式第八号
条例第十一条第三項	死亡(解散)届出書	様式第九号
条例第十三条第一項	砂防指定地内行為届出書	様式第十号

2 条例第五条の規則で定める書類及び図面は、次のとおりとする。

一 位置図

二 平面図

三 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第十七条に規定する地図に申請地を明示したもの

四 事業計画の概要を記載した書類

五 権原を有することを証する書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 条例第九条第二項の規則で定める書類は、届出者が個人の場合にあつては戸籍謄本、法人の場合にあつては登記簿の謄本とする。

4 第一項の権利義務譲渡許可申請書には、権利義務を譲り受けようとする者が権原を有することを証する書類を添付するものとする。

(書類の經由)

第三条 この規則の規定による申請書又は届出書は、当該砂防指定地又は砂防設備の所在地を所管する地域振興局長を経由して提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

(砂防指定地管理規則の廃止)

2 砂防指定地管理規則(昭和三十四年秋田県規則第三十三号)は、廃止する。

様式第 1 号 砂防指定地内制限行為許可申請書 (第 2 条関係)

(A 4 判)

年 月 日

秋田県知事 様

申請者 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

砂防指定地内制限行為の許可について (申請)

次のとおり砂防指定地内において制限行為をしたいので、砂防法施行条例第 5 条の規定により申請します。

河 川 (溪 流) 名	
行 為 地	郡 町 市 村 字 番地
地 目 及 び 面 積	
目 的	
行 為 の 内 容 及 び 方 法	
期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
備 考	

(注) 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。

様式第2号 砂防設備占用等許可申請書(第2条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

申請者 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

砂防設備の占用等の許可について(申請)

次のとおり砂防設備の占用(砂防設備から土石の採取)をしたいので、砂防法施行条例第5条の規定により申請します。

河 川 (溪 流) 名	
行 為 地 (所 在 地)	郡 町 字 番地 市 村
占 有 面 積 等	
目 的	
占 有 等 の 内 容 及 び 方 法	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

(注) 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。

様式第 3 号 許可事項変更許可申請書 (第 2 条関係)

(A 4 判)

年 月 日

秋田県知事 様

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

砂防指定地内制限行為 (砂防設備の占用等) の許可事項の変更許可について (申請)

次のとおり許可に係る事項を変更したいので、砂防法施行条例第 6 条第 1 項の規定により申請します。

河 川 (溪 流) 名			
許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	
行 為 地 (所 在 地)	郡 町 字 市 村	番地	
行 為 (占 有 等) の 内 容			
許 可 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで	
変 更 し よ う と す る 事 項			
変 更 の 理 由			

(注) 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。

様式第4号 許可期間更新許可申請書(第2条関係)

(A4判)

年 月 日			
秋田県知事 様			
申請者 住 所			
氏 名 ㊟			
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)			
電話番号			
砂防指定地内制限行為(砂防設備の占用等)の許可期間の更新許可について(申請)			
次のとおり許可期間を更新したいので、砂防法施行条例第7条の規定により申請します。			
河 川 (溪 流) 名			
許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	
行 為 地 (所 在 地)	郡 市	町 村	字 番地
行 為 (占 有 等) の 内 容			
許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
更 新 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
更 新 の 理 由			

(注) 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。

様式第 5 号 地位承継届出書 (第 2 条関係)

(A 4 判)

年 月 日

秋田県知事 様

届出者 住 所

氏 名 ①

(法人にあっては、主たる事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

砂防指定地内制限行為 (砂防設備の占用等) の許可を受けた者の地位の承継について (届出)

次のとおり許可を受けた者の地位を承継したので、砂防法施行条例第 9 条第 2 項の規定により届け出ます。

河 川 (溪 流) 名			
許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	
行 為 地 (所 在 地)	郡 町 字 市 村	番地	
行 為 (占 有 等) の 内 容			
許 可 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで	
許 可 を 受 け た 者			
承 継 の 原 因			

(注) 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。

様式第6号 権利義務譲渡許可申請書(第2条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

申請者 譲渡者の住 所

氏 名

電話番号

譲受者の住 所

氏 名

電話番号

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

砂防指定地内制限行為(砂防設備の占用等)の許可に係る権利義務の譲渡許可について(申請)

次のとおり許可に係る権利義務を譲渡したいので、砂防法施行条例第10条第1項の規定により申請します。

河 川 (溪 流) 名			
許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	
行 為 地 (所 在 地)	郡 町 字 市 村	番地	
行 為 (占 有 等) の 内 容			
許 可 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで	
譲 渡 の 理 由			

(注) 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。

様式第 7 号 制限行為(占有等)着手等届出書(第 2 条関係)

(A 4 判)

年 月 日

秋田県知事 様

届出者 住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

砂防指定地内制限行為(砂防設備の占有等)の着手(中止、廃止、完了)について(届出)

次のとおり着手(中止、廃止、完了)したい(した)ので、砂防法施行条例第11条第1項の規定により届け出ます。

河 川 (溪 流) 名			
許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	
行 為 地 (所 在 地)	郡 町 市 村	字	番地
行 為 (占 有 等) の 内 容			
許 可 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで	
着 手 (中 止 、 廃 止 、 完 了) 年 月 日	年 月 日		
中 止 (廃 止) の 理 由			

(注) 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。

様式第8号 住所(氏名)等変更届出書(第2条関係)

(A4判)

年 月 日	
秋田県知事 様	<p style="text-align: center;">届出者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">(法人にあっては、主たる事務所の所在 地、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p>
住所(氏名、主たる事務所の所在地、名称)の変更について(届出)	
<p>次のとおり住所(氏名、主たる事務所の所在地、名称)を変更したので、砂防法施行条例第11条第2項の規定により届け出ます。</p>	
許 可 年 月 日	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 年 月 日 許 可 番 号 </div>
住 所 又 は 氏 名 旧 (主たる事務所の 所在地又は名称)	
住 所 又 は 氏 名 新 (主たる事務所の 所在地又は名称)	
変 更 年 月 日	年 月 日

(注) 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。

様式第 9 号 死亡 (解散) 届出書 (第 2 条関係)

(A 4 判)

年 月 日

秋田県知事 様

届出者 住 所

氏 名

④

(法人にあっては、主たる事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

死亡 (解散) について (届出)

次のとおり許可を受けた者が死亡 (解散) したので、砂防法施行条例第11条第 3 項の規定により届け出ます。

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	
死亡 (解散) 年月日	年 月 日		
備 考			

(注) 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。

様式第10号 砂防指定地内行為届出書(第2条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

届出者 住 所

氏 名 ㊟

(法人にあつては、主たる事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

砂防指定地内の制限行為について(届出)

新たに砂防指定地に指定された際、次の行為をしていたので、砂防法施行条例第13条第1項の規定により届け出ます。

河 川 (溪 流) 名	
行 為 地	郡 町 字 番地 市 村
地目及び面積	
目 的	
行 為 の 内 容 及 び 方 法	
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

(注) 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年三月二十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第十九号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和四十七年秋田県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「し尿浄化槽」の下に「又は合併処理浄化槽」を加え、同項第一号中「第一条の第三項の表(イ)項」を「第一条の第三項の表(イ)項」に改め、同項第三号中「、法第六十八条の五の第二項又は法第六十八条の五の第四第二項」を「又は法第六十八条の五の第二項」に、「第一条の第三項の表(イ)項及び(ロ)項」を「第一条の第三項の表(イ)項及び(ロ)項」に、「同表(イ)項」を「同表(ロ)項」に改め、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

第十五条第二項及び第三項中「し尿浄化槽」の下に「又は合併処理浄化槽」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(認定申請書に添付する図書)

第十五条の二 省令第十条の四の第二項の規定により知事が規則で定める図書は、省令第一条の第三項の表(イ)項(し尿浄化槽又は合併処理浄化槽の見取図に係る部分を除く。)、及び(ロ)項に掲げる図書のほか、次に掲げるものとする。

一 法第六十八条の第三項、法第六十八条の四第一項又は法第六十八条の五の四第一項の規定による認定にあつては、省令第一条の第三項の表(イ)項に掲げる図書

二 法第五十五条第二項、法第六十八条の第三項又は法第六十八条の五の四第二項の規定による認定にあつては、省令第一条の第三項の表(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書並びに制限斜線を示す図書

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書
第十六条中「前条」を「前二条」に、「又は許可」を「許可又は認定」に改める。

第二十四条の見出し中「し尿浄化槽」を「し尿浄化槽又は合併処理浄化槽」に改める。

第二十七条中「建設事務所長」を「地域振興局長」に改める。
様式第十四号中「罫目」の次に「罫割」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十七条の改正規定は、平成十五年四月一日から施行する。

訓 令

秋田県訓令第四号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県砂防管理員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月二十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県砂防管理員規程の一部を改正する訓令

秋田県砂防管理員規程(昭和三十九年秋田県訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「建設事務所」を「地域振興局」に改める。

第三条第二号中「若しくは」を「又は」に改め、同条第三号中「竹木」を「立木竹」に、「、伐根又は滑下若しくは地引による運搬」を「又は樹根の採取」に改め、同条第五号及び第六号を削り、同条第四号中「、砂れき」を「(砂れきを含む。)」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 砂防指定地における木竹の滑り下ろし又は地引きによる搬出の監視に関すること。

五 砂防指定地における掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更の監視に関すること。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubarara@matsubarainsatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄